

公立大学法人滋賀県立大学無料職業紹介業務運営規程

平成 1 8 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 8 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき、滋賀県立大学長（以下「学長」という。）が行う無料職業紹介事業（以下「職業紹介」という。）に関し、業務運営上必要な事項を定めるものとする。

(職業紹介の対象)

第 2 条 学長は滋賀県立大学の各学部の学生および卒業し、または退学した者ならびに大学院の学生および修了し、または退学した者（以下「学生等」という。）について、職業紹介を行う。

(業務担当者)

第 3 条 学長は、職業紹介に関する業務を担当する者（以下「業務担当者」という。）を、別に定めるものとする。

(学生等の個人情報の取扱いおよび管理)

第 4 条 学長は、職業紹介業務の目的の達成に必要な範囲内で学生等の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集し、当該収集目的の範囲内でこれを保管し、使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合、その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 学長は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。個人情報の適正な管理に関する細目および個人情報を取り扱うことができる者については、別に定めるものとする。

(求人の申込み)

第 5 条 業務担当者は、学生等に係るすべての求人の申込みについて、これを受理する。ただし、その申込みの内容が法第 5 条の 5 ただし書きに規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

2 求人者は、求人の申込みに当たり、業務担当者に求人票（様式第 1 号）を提出するものとする。

(求職の申込み)

第 6 条 業務担当者は、学生等のいかなる求職の申込みも、これを受理する。ただし、その申込みの内容が法第 5 条の 6 第 1 項ただし書きに規定する事項に該当するものについては、この限りでない。

2 求職者は、求職の申込みにあたり、業務担当者に求職票（様式第 2 号）を提出す

るものとする。

(求人内容の周知)

第7条 求職者に対する求人内容の周知は、第5条第2項の規定により提出のあった求人票の写しを所定の場所に掲示することにより行う。

(紹介の方法)

第8条 求職者を求人者に紹介する方法は、紹介状(様式第3号)を交付することにより行う。

2 業務担当者は、労働争議中の事業所に対して、当分の間、職業紹介をしてはならない。

(その他)

第9条 業務担当者は、求職者または求人者に対して、職業紹介を公平に行い、優先的または差別的な取扱いをしてはならない。

2 業務担当者は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

3 業務担当者は、個人情報収集する際には、本人から直接収集し、または本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。

4 業務担当者は、本人が個人情報の開示または訂正(削除を含む。)の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならない。

5 第8条第1項の規定により紹介を受けた者は、採否の結果を、速やかに業務担当者に報告しなければならない。

6 業務担当者は、その取扱いに係る職業紹介の状況について、職業安定所等行政機関からの指示に基づき報告するものとする。

7 この規程に定めるものの他、職業紹介に関する業務の運営については、職業安定法等の関係諸法令の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月7日から施行する。